

『終身会員制度』のご案内

制度の期限 平成30年4月1日～令和2年3月31日迄

1、概要 当倶楽部個人・法人正会員の記名者の方が対象で、会員が資格を親族または第三者に譲渡後、譲渡人を終身名誉会員とし今まで通り会員料金でプレーしていただける制度。

※譲受人は、ゴルフ場所定の審査の上 入会承認が必要となります。

2、対象者

満60歳以上かつ在籍3年以上の個人正会員、法人会員の記名者で、資格を二親等以内の親族（譲受人）または、第三者（譲受人）に譲渡された場合『終身会員』になることができます。

3、終身会員の待遇

『終身会員』となられた方は、資格譲渡後も、今まで通り正会員と同等の権利を有します。（会員料金でのプレー、ハンディキャップの取得、競技会への参加、優待券など。）

4、入会登録料

終身会員になるための登録料は、必要ありません。

譲受人は、入会審査の上、名義変更料が必要です。

二親等以内の親族：11000円（税込）

第三者：55000円（税込）が必要となります。

5、年会費

終身会員（譲渡人）：
60歳以上～65歳未満は通常年会費の20%引き
65歳以上～70歳未満は通常年会費の30%引き
70歳以上～75歳未満は通常年会費の40%引き
75歳以上は通常年会費の半額引き

譲受人：通常年会費 26,400円（税込）が必要となります。

※年会費の割引は、譲渡された翌年度分からの適用となります。

※年齢は、3月31日を基準日として、翌年の年会費をお支払頂きます。